

狩野川水系河川整備計画 (素案)

用語集

狩野川水系河川整備計画【大臣管理区間】（素案）用語集

～ 目次 ～

あ 行	-----	1
・維持流量（いじりゅうりょう）		
・右岸（うがん）、左岸（さがん）		
・営力（えいりよく）		
・液状化（えきじょうか）		
・越水（えっすい）		
・汚濁負荷（おだくふか）		
か 行	-----	2
・外水（がिसい）		
・外水氾濫（がिसいはんらん）		
・外来種（がいらいしゆ）		
・嵩上げ（かさあげ）		
・河床（かしょう）		
・河積（かせき）		
・河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）		
・河川管理施設（かせんかんりしせつ）		
・河川管理施設等構造令（かせんかんりしせつとうこうぞうれい）		
・河川管理者（かせんかんりしゃ）		
・河川区域（かせんくいき）		
・河川空間管理計画（かせんくうかんかんりけいかく）		
・河川法（かせんほう）		
・河川法改正（かせんほうかいせい）		
・河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）		
・河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）		
・濁水（かつすい）		
・濁水流量（かつすいりゅうりょう）		
・河道（かどう）		
・我入道の渡し（がにゅうどうのわたし）		
・かのがわ風のテラス（かのがわかぜのてらす）		
・狩野川台風（かのがわたいふう）		
・狩野川水防災協議会（かのがわみずぼうさいきょうぎかい）		
・河畔林（かはんりん）		
・川神浄（かわかんじょう）		
・かんがい		
・環境基準（かんきょうきじゅん）		
・環境基準の類型指定（かんきょうきじゅんのるいけいしてい）		
・慣行水利（かんこうすいり）		
・涵養（かんよう）		
・既得用水（きとくようすい）		
・狭窄部（きょうさくぶ）		
・許可工作物（きょかこうさくぶつ）		

- 許可水利権（きよかすいりけん）
- 計画高水位（けいかくこうすい）
- 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）
- 桁下高（けたしただか）
- 工業用水（こうぎょうようすい）
- 高水敷（こうすいじき）
- 洪水予報河川（こうずいよほうかせん）
- 護岸（ごがん）

さ行 -----6

- 最大取水量（さいだいしゅすいりょう）
- 朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）
- 静岡県第3次地震被害想定（しずおかけんだいさんじじしんひがいそうてい）
- 静岡県第4次地震被害想定（しずおかけんだいよじじしんひがいそうてい）
- 支川（しせん）
- 自然再生事業（しぜんさいせいじぎょう）
- 指定区間（していくかん）
- 地盤沈下（じばんちんか）
- 縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）
- 取水（しゅすい）
- 新静岡県景観形成ガイドプラン（しんしずおかけんけいかんけいせいがいどびらん）
- 侵食（しんしょく）
- 親水護岸（しんすいごがん）
- 浸透（しんとう）
- 水系（すいけい）
- 水質（すいしつ）
- 水衝部（すいしょうぶ）
- 水道用水（すいどうようすい）
- 水防拠点（すいぼうきょてん）
- 水門（すいもん）
- 水利権（すいりけん）
- 水力発電（すいりょくはつでん）
- 駿豆地区（すんずちく）
- 堰（せき）
- 節水（せつすい）
- 瀬・淵（せ・ふち）
- 洗掘（せんくつ）
- ソフト対策

た行 -----9

- タイムライン
- 高潮（たかしお）
- 高潮堤防（たかしおていぼう）
- 田方平野（たがたへいや）
- 多自然川づくり（たしぜんかわづくり）
- 地下水（ちかすい）
- 地下水涵養（ちかすいかんよう）
- 治水安全度（ちすいあんぜんど）

- 直轄河川（ちよっかつかせん）
- 直轄事業（ちよっかつじぎょう）
- 津波（つなみ）
- 堤内地（ていないち）、堤外地（ていがいち）
- 低水管理（ていすいかんり）
- 低水流量（ていすいりゅうりょう）
- 堤防（ていぼう）
- 特殊堤（とくしゅてい）
- 特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

な行 ----- 11

- 内水（ないすい）
- 内水氾濫（ないすいはんらん）
- 75%値（ななじゅうごぱーせんとち）
- 葦山反射炉（にらやまはんしゃろ）
- 根固め（ねがため）

は行 ----- 12

- ハード対策
- 排水機場（はいすいきじょう）
- ハザードマップ
- 派川（はせん）
- 腹付け（はらづけ）
- 干潟（ひがた）
- 樋門（ひもん）、樋管（ひかん）
- ファルマバレープロジェクト
- 深良用水（ふからようすい）
- 富士箱根伊豆国立公園（ふじはこねいずこくりつこうえん）
- 付着藻類（ふちやくそうるい）
- プッシュ型（ぷっしゅがた）
- 分派（ぶんぱ）
- 平水位（へいすいいい）
- 平水流量（へいすいりゅうりょう）
- 防災拠点（ぼうさいきょてん）
- 豊水流量（ほうすいりゅうりょう）
- 放水路（ほうすいろ）
- 本川（ほんせん）

ま行 ----- 13

- 水際環境（みずぎわかんきょう）
- 水循環系（みずじゅんかんけい）
- ミズベリングかのがわ会議（みずべりんぐかのがわかいぎ）
- 無堤区間（むていくかん）

ら行 ----- 14

- ライフサイクルコスト
- 利水（りすい）
- 陸閘（りっこう）
- 流域（りゅういき）
- 流下（りゅうか）

- 流下断面（りゅうかだんめん）
- 流況（りゅうきょう）
- 流水の正常な機能の維持（りゅうすいのせいじょうなきのうのいじ）
- 流量（りゅうりょう）

その他（英字・記号等） ----- 15

- CCTVカメラ
- BOD（ビーオーディー）
- TEC-FORCE（テック・フォース）

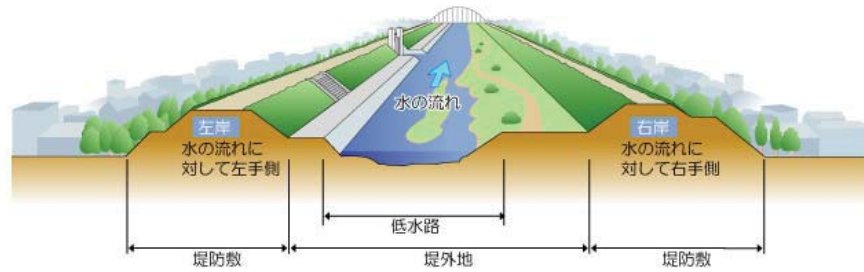
「あ行」

- 維持流量（いじりゅうりょう）

河川で、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持など河川の基本的な機能保持のために最低限必要な流量のことをいいます。

- 右岸（うがん）、左岸（さがん）

河川を上流から下流に向かって（水の流れる方向に）眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸と呼びます。



右岸と左岸

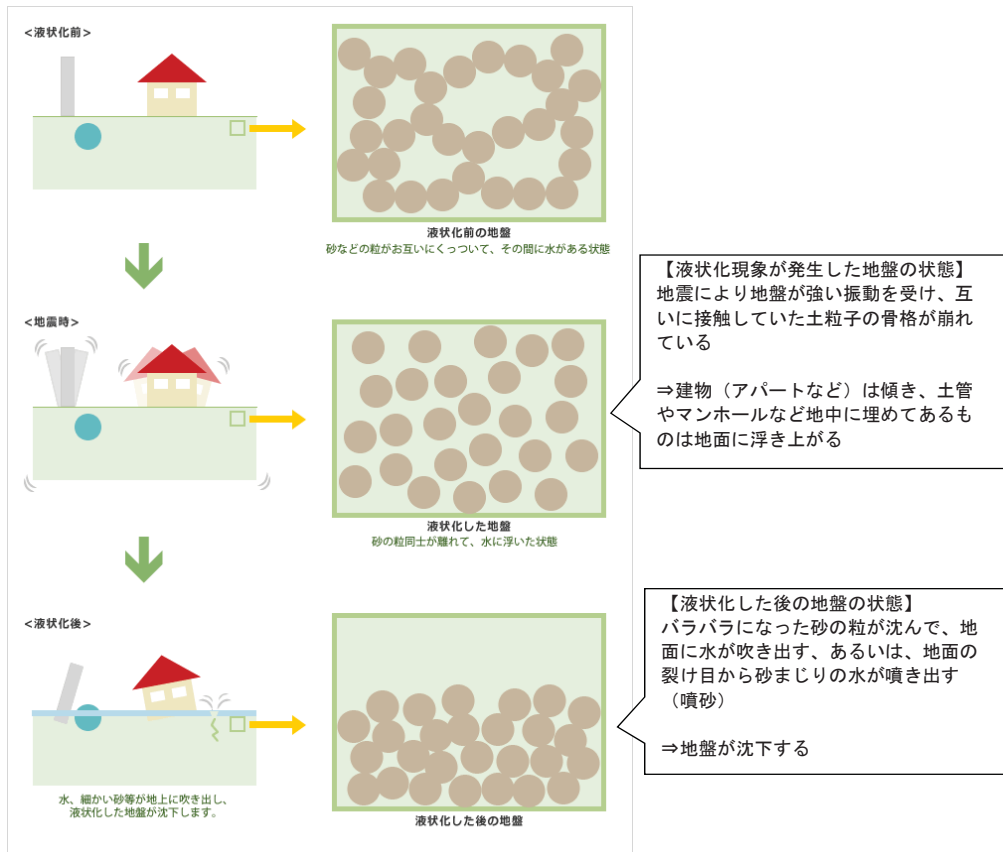
出典) 国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」

- 営力（えいりょく）

一般に、地表面の変動を引き起こす自然力のことを営力と呼びます。水・風の動きなど太陽エネルギーによる、あるいは生物などの働きによる外的営力と、火山活動・地殻運動など地球内部のエネルギーによる内的営力とがあります。河岸の侵食や土砂の移動を引き起こす川の水流は、外的営力の1つです。

- 液状化（えきじょうか）

飽和したゆるい砂などが、地震力の作用などによって、急激に抵抗力が落ち、液体状になる現象をいいます。地盤は土と土とのすき間に水を含みながら、土粒子同士が接触していることによって成り立っています。こうした地盤に、地震が発生して地盤が強い振動を受けると、今まで互いに接触していた土粒子の骨格が崩れます。この場合、土粒子間に含まれている水には、周りの土から力が加えられ、水圧が上昇します。そのため、土粒子は浮き上がり、液体と同じように自由に動きます。このように、液状化が発生すると地盤は一時的に弱くなり、堤防が沈下したり、水が土とともに地表に噴き出す噴砂現象が見られます。



液状化現象のイメージ

出典) (一社) 地盤安心住宅整備支援機構 HP「液状化とは？」<http://jiban-anshin.or.jp/liquefaction/>

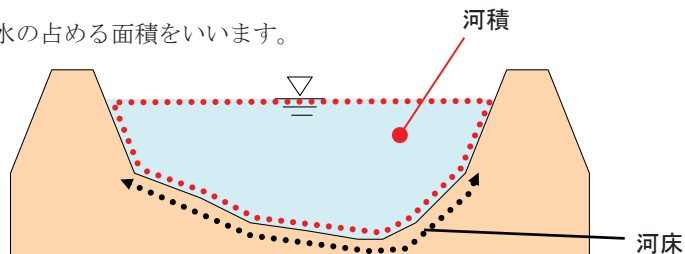
- 越水（えっすい）
増水した河川の水が堤防の高さを越えて溢れ出す状態のことをいいます。溢れた水が堤防の裏法を削り、破堤を引き起こすこともあります。
- 汚濁負荷（おだくふか）
排出される汚濁物質のことをいいます。家庭や工場など汚染源から排出される水量とその汚濁物質の濃度の積によって計算される汚濁負荷量でその量を表します。

「か行」

- 外水（がいすい）
河川（堤外地）を流れる水のことをいいます。
- 外水氾濫（がいすいはんらん）
洪水流が堤防のない場所や堤防を越えて堤内地（ていないち）へ氾濫することをいいます。
- 外来種（がいらいしゅ）
外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。また、同じ日本の中にいる生物でも、ある地域からもともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとからその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような種についても、外来種とされている場合があります。
- 嵩上げ（かさあげ）
堤防の「嵩上げ」とは、現在ある堤防の高さをより高くする工事のことをいいます。
- 河床（かしょう）
河川において流水に接する川底の部分を河床と呼びます。

- 河積（かせき）

河川の横断面において流水の占める面積をいいます。

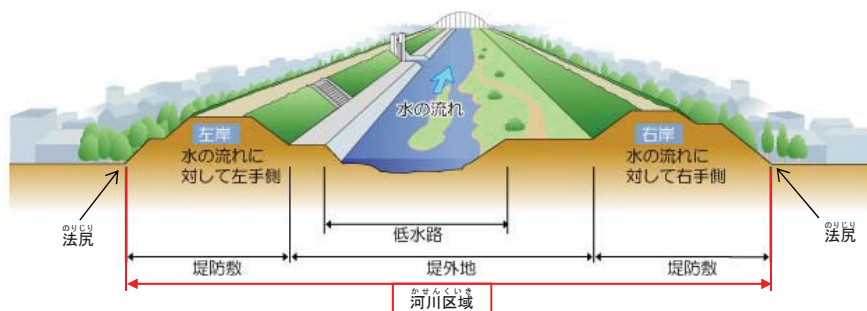


河積と河床

- 河川環境管理基本計画（かせんかんきょうかんりきほんけいかく）
「河川環境管理基本計画」は、河川の治水、利水機能を確保しつつ、河川における水環境や空間環境を適正に管理し、その保全と創造を図るために、それらを統合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めた計画です。狩野川水系では、平成2年（1990年）に「狩野川水系河川環境管理基本計画」を策定しました。
- 河川管理施設（かせんかんりしせつ）
ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯、その他、洪水防御等河川管理を目的として設置された施設をいいます。
- 河川管理施設等構造令（かせんかんりしせつとうこうそうれい）
「河川管理施設等構造令」は、河川管理施設又は河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（許可工作物）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めた政令のことで、昭和51年（1976年）7月に制定されました。制定後は、社会の変化や技術の進展等に対応して、数次にわたり一部改正が行われています。
- 河川管理者（かせんかんりしゃ）
河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共安全を保持するよう適正に行われなければなりません。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者です。

・河川区域（かせんくいき）

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼びます。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域のことをいいます。



一般的な河川区域の範囲

出典) 国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」に一部加筆

・河川空間管理計画（かせんくうかんかんりけいかく）

「河川空間管理計画」は、河川環境管理基本計画の下位計画として、河川空間の適正な保全と利用に関する基本構想、事業の実施に関する計画等を定めたものです。狩野川水系では、平成2年（1990年）に「狩野川水系河川空間管理計画」を策定しました。

・河川法（かせんほう）

河川について、災害の発生が防止され、適正に利用され、機能が維持されるよう管理し国土の保全と開発に寄与するために、昭和39年（1964年）に施行された法律です。平成9年（1997年）5月に一部改正されました。なお、旧河川法は明治29年（1896年）に定められました。

・河川法改正（かせんほうかいせい）

従来の河川法の主な目的は「治水」「利水」でしたが、平成9年（1997年）の改正により「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備計画制度の導入」等が追加されました。

・河川防災ステーション（かせんぼうさいすてーしょん）

河川防災ステーションは、出水時には水防活動の拠点となり、地震時には避難場所、あるいは、支援活動の拠点や物資輸送の基地、ヘリポートとして活用でき、災害が発生した場合には迅速な復旧を行う基地となります。平常時はレクリエーション空間、コミュニティスペース等として多目的に活用できます。国土交通省では、こうした河川防災ステーションを地方自治体と連携をして整備しています。

・河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）

国土交通省及び自治体により、全国109の一級水系の河川及び主要な二級水系の河川や直轄・水資源機構のダム及び補助ダムについて、河川を「環境」という観点からとらえた基礎情報の収集整備を目的として実施されています。調査の内容は、「魚類調査」、「底生動物調査」、「植物調査」、「鳥類調査」、「両生類・爬虫類・哺乳類調査」、「陸上昆虫類等調査」の生物調査と、河道にある瀬・淵や水際部の状況などを調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者などを調査する「河川空間利用実態調査」があります。

・渇水（かつすい）

長期間、雨が降らなくなり、川の水量が減ったことによって起こる水不足のことをいいます。一般的には、水資源としての河川の流量が減少あるいは枯渇した状態のことです。流域の降水量が相当程度の期間に渡って継続して少ない場合には、河川への流出量が減少するため、河川の流量が、ダムなどの水資源開発施設により確保すべきとされる流量より少ない状態で継続することがあります。従来、概ね10年に1回程度発生すると想定される規模の渇水の状態を対象に、安定した取水を行えるよう水資源開発施設が計画されています。

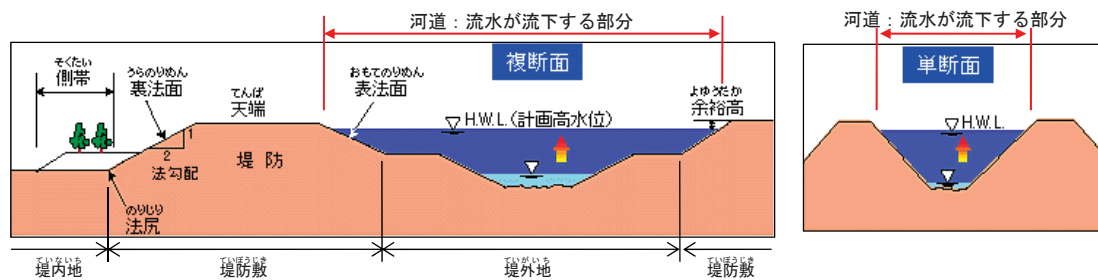
・渇水流量（かつすいりゅうりょう）

1年を通じて355日はこれを下らない流量のことをいいます。

・河道（かどう）

平常時もしくは洪水時に流水が流下する部分のことです。なお、類似する一般的な用語である「河川」は、河道だけでなく堤内地（ていないち：堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側）の一部までを含めた河道周辺の全体を指して使われることが多いです。

※複断面（ふくだんめん）、単断面（たんだんめん）：単断面は高水敷がなく、低水時も高水時も水面幅に大きな差がない構造です。一方、複断面には高水敷があり、高水時の水面幅が低水時の水面幅に比べて大きく広がる特徴を持っています。



「河道」のイメージ 出典) 国土交通省水管理国土保全局 HP「河川に関する用語」に一部加筆

- ・我入道の渡し(がにゅうどうのわたし)

「我入道の渡し」は、狩野川河口部の沼津市千本と沼津市我入道を結ぶ渡し船として昭和46年(1971年)まで活躍していました。一時、狩野川にかかる港大橋の完成によりその役目を終えていましたが、平成9年(1997年)4月から、狩野川周辺のまちづくりの一環として復活しました。現在では、新たに中心部のあゆみ橋たもとまで運行されています(平成28年(2016年)現在、春・秋の週末のみ)。
- ・かのがわ風のテラス(かのがわかせのてらす)

「かのがわ風のテラス」は、沼津市中心部を流れる狩野川右岸・沼津市上土町周辺に整備された階段堤帯の名称です。沼津市は年間を通じて、駿河湾を吹き抜けてくる風が吹くまちであり、そのような風を感じられるテラスのような場所にしようと、平成25年(2013年)度から国土交通省、沼津市、そしてあげつち商店街などが協力してにぎわいづくりを行っています。
- ・狩野川台風(かのがわたいふう)

昭和33年(1958年)9月に伊豆半島に接近した台風22号(狩野川台風)は、狩野川上流域に未曾有の豪雨をもたらし、天城山一帯では約1,200カ所の山腹、溪流崩壊が発生し、土石流となって、狩野川上流域に多大な被害を与えました。また、中下流域の至るところで堤防が決壊、氾濫し、田方平野は泥海と化しました。さらに、台風通過が夜間であったため、被害は拡大し史上まれにみる大災害となりました。
- ・狩野川水防災協議会(かのがわみずぼうさいきょうぎかい)

今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される、施設能力を上回るような洪水に対応するため、狩野川沿川市町・富士市・静岡県・国等が連携・協力して減災のための目標を有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めるための協議会として、平成28年(2016年)5月に発足しました。
- ・河畔林(かはんりん)

河川に沿って存在する帯状の樹木群のことをいいます。近年、洪水時の越水による洗掘の防止及び氾濫流による破堤部の拡大の防止等、災害の発生を防止・軽減する効果が注目されています。
- ・川神浄(かわかんじょう)

「川神浄」は、狩野川の水霊を鎮め、水難者の供養、地区の安全を願う行事です。約3m四方の竹杵に麦カヲを敷き詰めて、厚さ1mほどの筏に、長さ5m~6m以上の松明を立てたものを、神益麻志神社(伊豆の国市神島)の下辺りまで運んで松明に火を付け、10人ほどの若者があやつり、「ウ、ウ、ウワハ(ヒャ)イ」とはやし、対岸にいる子どもたちはこれを受けて、「ウ、ウ、ウワハ(ヒャ)イ」と答えます。これをくり返し、神島橋の下流まで約1kmを流します。「川神浄」は、昭和33年(1958年)の狩野川台風以降、次第に衰退していききました。しかし、絶えて久しかったこの行事も、昭和50年(1975年)に復活、同56年(1981年)には保存会が発足し継承されています。
- ・かんがい

水を川や湖などから引いてきて農地を潤すことを「かんがい」といいます。かんがいには、稲作などに必要な水田かんがいと、野菜や果物に必要な畑地かんがいがあります。農作物を生育させるために必要な水が自然の降雨だけでは不足する場合、人為的に河川、湖沼、湧水等から水を引いてきて農地に供給することをかんがいといい、その引いてきた水を「かんがい用水」といいます。
- ・環境基準(かんきょうきじゅん)

環境基本法(平成5年(1993年)制定)に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められた基準のことをいいます。
- ・環境基準の類型指定(かんきょうきじゅんのるいけいしてい)

環境基本法により定める事となっている、河川などの公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、河川であればAA~Eまでの6段階に区分されており、この区分を類型と言います。例えば、河川の汚濁状況を図る指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の基準値で言えば、AA類型

1mg/L 以下、A 類型 2mg/L 以下、B 類型 3mg/L 以下、C 類型 5mg/L 以下、D 類型 8mg/L 以下、E 類型 10mg/L 以下となっています。また、ダム等の湖沼では、AA～C までの 4 段階に区分されており、河川の基準とは異なったものとなっています。

• 慣行水利（かんこうすいり）

旧河川法の制定前、あるいはその河川の河川法指定前から、その河川で長期に渡り継続かつ反復して水を利用してきたという事実があって、その排他的支配が社会通念によって承認されて権利化したものをいいます。主にかんがい用水の利用ですが、飲水使用等もあります。

• 涵養（かんよう）

地下水の涵養とは、水が自然にまたは人為的に地下に浸透し、帯水層（地層の中で粒子間のすき間が大きく大量の水分を保持できる層）に加わることをいいます。

• 既得用水（きとくようすい）

かんがい用水などにおいて長期にわたり河川水の利用が行われたことで、その使用を慣習的に認められた用水のことをいいます。

• 狭窄部（きょうさくぶ）

地形の特性上、上下流よりも特に川幅が狭くなっている箇所を狭窄部と呼んでいます。一般的に洪水時には狭窄部で流水が妨げられ、その上流で河川の水位が上昇しやすくなるため、浸水被害が発生しやすい状態になります。

• 許可工作物（きょかこうさくぶつ）

橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外が河川管理以外の目的で河川区域内に設置するものです。これらは、河川法に基づき河川管理者の許可を得て堤防に設置されていることから、許可工作物と呼ばれています。

• 許可水利権（きょかすいりけん）

河川法第 23 条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされており、この規定により許可された流水の占用の権利を許可水利権といいます。

• 計画高水位（けいかくこうすい）

堤防の設計・河道の整備などの基準となる水位のことであり、「H. W. L」と表示されることもあります。計画規模以下の洪水は、整備完了後には計画高水位以下の部分を流れます（現況では計画高水位以下の水位でも氾濫する場合があります）。

• 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）

河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種の洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量のことをいいます。言い換えればこれは、基本高水流量から各種の洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量です。

• 桁下高（けたしたか）

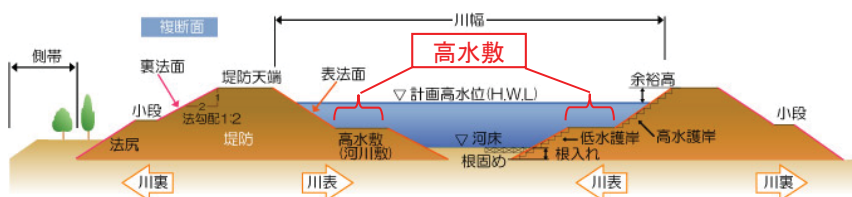
橋の桁の下端と計画高水位との間の距離のことをいいます。

• 工業用水（こうぎょうようすい）

製品の製造、加工等のために使用される水。冷却水、製品処理・洗浄用水、温調用水、ボイラー用水、原料用水等が含まれます。

• 高水敷（こうすいじき）

高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されている箇所もありますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。



複断面のイメージと高水敷

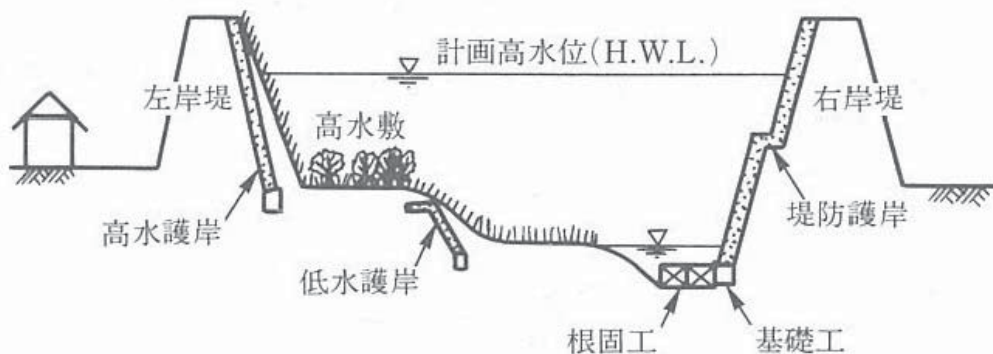
出典）国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」に一部加筆

- 洪水予報河川（こうすいよほうかせん）

水防法及び気象業務法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川のことをいいます。

- 護岸（ごがん）

川を流れる水の作用（侵食作用など）から河岸や堤防を守るために、それらの表水面（おもてのりめん：川を流れる水があたる堤防などの斜面）に設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のことをいいます。護岸には高水護岸と低水護岸、およびそれらが一体となった堤防護岸があります。



護岸（高水護岸、低水護岸及び堤防護岸）のイメージ

出典）改定：解説・河川管理施設等構造令，（財）国土開発技術研究センター編

「さ行」

- 最大取水量（さいだいしゅすいりょう）

水の使用に際し、取水できる最大の水量のことをいいます。

- 朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

各月の朔（新月）または望（満月）の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値のことをいいます。

- 静岡県第3次地震被害想定（しずおかけんたいさんじしんひがいそうてい）

「地震被害想定」とは、「大きな被害が予想される地震が発生した場合に、それぞれの地域で、揺れの強さがどの程度になるか、海岸での津波高がどの程度になり、どの程度の範囲が浸水するのか、また、その地震や津波により、建物被害がどの程度になり、死者やけが人がどの程度発生するのか、さらに、その結果、県・市町の対応や住民の生活がどのような状況になるのかなどを予測したもの」です。静岡県では、阪神・淡路大震災から得られた貴重な教訓や災害対策の現状及び最新の研究成果などを被害想定に反映し、21世紀の新たな地震対策を積極的に推進するための基礎資料として、平成10年（1998年）度から平成12年（2000年）度までの3カ年をかけ、第3次地震被害想定を実施し平成13年（2001年）に公表しました。なお、静岡県では過去には昭和53年（1978年）、そして平成5年（1993年）の2度の被害想定を行っています。

- 静岡県第4次地震被害想定（しずおかけんたいさんじしんひがいそうてい）

静岡県では、平成13年（2001年）に公表した静岡県第3次地震被害想定を更新した第4次地震被害想定について、平成25年（2013年）に第一次報告と第二次報告、平成27年（2015年）に相模トラフ沿いで発生する地震等を想定した追加資料を公表しました。これらの第4次地震被害想定では、東日本大震災をはじめ、第3次地震被害想定以降に発生した地震・津波災害の教訓や、最新の科学的知見を採り入れて実施しています。第3次地震被害想定との大きな違いは、これまで被害想定の対象としてきた東海地震のほか、東南海地震や南海地震との連動発生も視野に入れた「発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震（レベル1の地震）」に加え、「発生する頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらすあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震（レベル2の地震）」についても、想定対象としたことです。

※「地震被害想定」の概要は“静岡県第3次地震被害想定”の項を参照

- 支川（しせん）

本川に合流する河川のことを「支川」といいます。また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」といいます。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。

- 自然再生事業(しぜんさいせいじぎょう)

流量・水位などの変動が生物の多様な生息・生育環境を提供する「川の攪乱と更新システム」や、土砂・栄養塩などの様々な物質が流入し移動する「物質の循環システム」など、本来の河川環境が備えている様々なシステムを再生・健全化することを主目的とした事業のことをいいます。

- 指定区間(していくかん)

一級水系の幹川などの国土交通大臣が直接管理する直轄管理区間以外の区間のうち、国土交通大臣が指定し管理の一部を都道府県に委任している区間のことを、指定区間といいます。

- 地盤沈下(じばんちんか)

地盤沈下は、軟弱な地盤に見られる現象で、地表面が次第に沈下することです。最近では、地下水の過剰汲み上げに基づく粘土層や帯水層の圧縮から起こる人為的災害が多くなっています。例えば、濃尾平野では昭和30年代から最大1.6m沈下しています。地盤沈下の対策としては、地盤沈下を根本的に止める対策から、地盤沈下によって機能の低下した施設の機能回復、関係者や住民の理解と協力を得るための広報活動など様々な分野に及んでいます。具体的には地下水の揚水規制、地下水の涵養などがあります。

- 縦横断測量(じゅうおうだんそくりょう)

河川の縦断方向、横断方向の形状を計測する測量のことをいいます。

- 取水(しゅすい)

河川等から都市用水、かんがい用水あるいは発電用水のために、堰など施設を用いて、必要な量の水を取り入れることをいいます。なお、渇水時において、関係利用者間の調整に基づき、川からの取水量を減少させることを「取水制限」いいます。例えば取水制限10%とは、普段の取水量から10%取水量を減少させることをいいます。

- 新静岡県景観形成ガイドプラン(しんしずおかけんけいかんけいせいがいどぶらん)

「新静岡県景観形成ガイドプラン」は、静岡県の景観形成の考え方や基本指針、それを実現するための方策を示したものであり、平成18年(2006年)3月に策定されました。静岡県では、昭和62年(1987年)度に「静岡県景観形成ガイドプラン」を策定し、良好な都市景観の形成に向けて、様々な施策に取り組んできましたが、策定以来およそ20年が経過し、景観を取り巻く状況の変化や、平成16年(2004年)の景観法の制定などに的確に対応するため、新たに「新静岡県景観形成ガイドプラン」が策定されました。

- 侵食(しんしょく)

流水などの作用で河床部や堤防の土砂が削り取られることをいいます。

- 親水護岸(しんすいごがん)

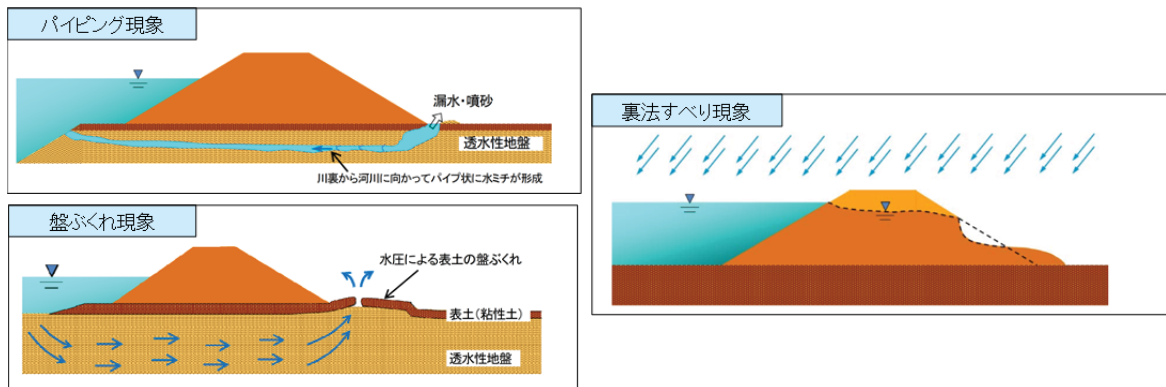
水に親しみやすくすることを「親水性(しんすいせい)」といい、親水性に配慮した形状の護岸を親水護岸と呼んでいます。親水護岸は、勾配を緩くする、または階段を設置する等、子供や高齢者等でも水に触れられるような構造となっています。



親水護岸の例(沼津市:かのがわ風のテラス)

- 浸透(しんとう)

河川水および降雨などが次第に堤防の内部にしみ込んでいく現象のことをいいます。また、堤防内部に浸透した水が川裏や堤内側の地盤から湧き出す状態を漏水といい、湧水量が多くなると川裏側から堤防を崩すことがあり、堤防の被災の原因の一つとなります。



浸透による堤防被災のイメージ

出典) 河川堤防の浸透に対する照査・設計のポイント, (独法) 土木研究所: 地質・地盤研究グループ土質・振動チーム

- **水系 (すいけい)**
 同じ流域内にある本川、支川、派川、およびこれらに関連する湖沼を総称して「水系」といいます。その名称は、一般的に本川名をとって狩野川水系などという呼び方が用いられています。
- **水質 (すいしつ)**
 水を種々の目的に利用するための適合性の判定の基礎としての水の性質のことを「水質」といいます。水質は、物理的、科学的、生物学的及び細菌学的な性質を表す種々な指標によって評価します。水利用の適否、人間の健康への影響、生態系への影響は水質により定まるので、環境基準及び排水基準が設けられています。
- **水衝部 (すいしょうぶ)**
 河川の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所で、洗掘が生じやすい区間のことをいいます。
- **水道用水 (すいどうようすい)**
 水道用水は、飲料水、入浴、洗濯等の生活用水や、事務所、商業施設、病院、公共施設等の都市活動で使用される都市活動用水も水道用水に含まれます。「上水道」ということもあります。
- **水防拠点 (すいぼうきょてん)**
 水防拠点は、河川防災ステーションと同様に、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点として整備した場所のことです。河川防災ステーションは水防活動を担う地方自治体と共に事業化して整備する施設であるのに対し、水防拠点は河川管理者が単独で整備する防災機能に特化した施設となります。
- **水門 (すいもん)**
 堤防を分断してゲートを設置した施設を水門と呼びます。水門を堰と混同される場合がありますが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。
- **水利権 (すいりけん)**
 水を使用する権利のことをいいます。歴史的、社会的に発生した権利であり、現在では、河川法第23条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といいます。また、それ以前において認められていたものは慣行水利権といいます。水利権は、用水権、水利使用权、流水使用权、流水占有権ともいいます。
- **水力発電 (すいりょくはつでん)**
 水の位置エネルギーを利用して電気を生み出す発電方式です。河川の水を高い所から低い所まで導き、その流れ落ちる勢いにより水車を回して電気を起こします。水の量が多いほど、また流れ落ちる高さ(落差)が大きいほど、発電量は大きくなります。水力発電は、再生可能・純国産・クリーンな電源といわれ、日本の全発電量の約1割が水力発電によってまかなわれています。
- **駿豆地区 (すんずちく)**
 静岡県により平成3年(1991年)に「静岡県東部地域新地方生活圏」として区分された、静岡県の東部の地区のことをいいます。具体的には、富士、箱根、伊豆地区の狩野川流域を含む12市町(小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、清水町、沼津市、三島市、函南町、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、熱海市)のことを指します。
- **堰 (せき)**
 農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるため、水位を制御することを目的としたり、河床の安定を図るために河川を横断して設けられる施設を堰といいます。このうち取水を目的として設置された堰は、

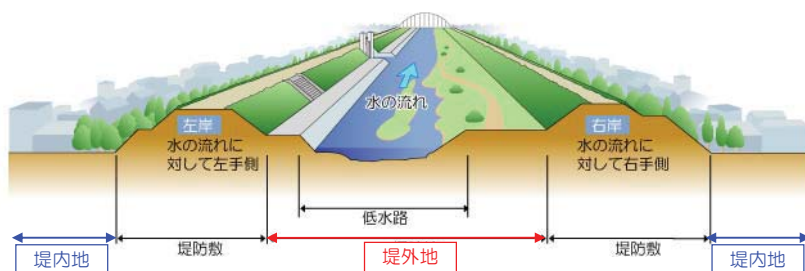
特に頭首工（とうしゅこう）や取水堰（しゅすいぜき）とも呼ばれる場合があります。

- 節水（せつすい）
各種用水において、最終水使用者を含む水利用者が水を節約し、使用水量を減らすことをいいます。
- 瀬・淵（せ・ふち）
瀬は水深が浅く、流れが速く、白波が立つ所であり、淵に比べて生物生産力が高いため、魚の餌場として利用されることが多いです。一方、淵は水深が深く、流れが緩やかなため、魚の休み場等として利用されます。このため、魚の生活には瀬と淵のいずれもが必要であり、両者が適切なバランスで分布するとともにそれらが連続して存在することが重要です。
- 洗堀（せんくつ）
流水によって、堤防や低水護岸の前面の河床や河岸部、あるいは堤防の法面等が掘られたり崩されたりする現象のことをいいます。
- ソフト対策
工事による対策（ハード対策）ではなく、適切な避難対策のためにハザードマップを作成することや、早めの避難を促すために現在の雨量や主な河川の水位などの情報提供を実施することなどの対策のことを指します。

「た行」

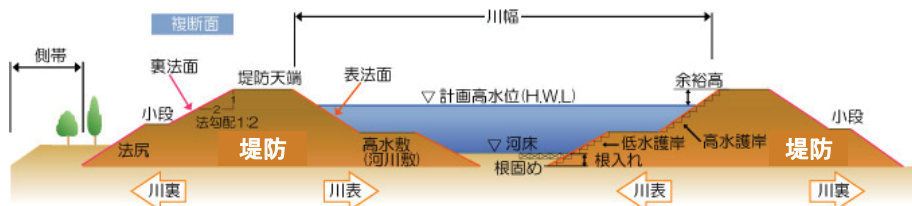
- タイムライン
一般に、タイムラインとは時刻表、時間割、行動計画表など、時間経過に従って変化する情報を表したものを指しますが、国土交通省水管理・国土保全局では、「いつ」「誰が」「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画のことをタイムラインと呼んでいます。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができます。
- 高潮（たかしお）
高潮とは、台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなることをいい、東京湾や大阪湾など湾口を南にもつ内湾に沿って台風が北上する場合などに発生します。このような高潮により海面が上昇し堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらします。
- 高潮堤防（たかしおていぼう）
台風の接近に伴う気圧低下による吸い上げ、風による吹き寄せ、高波浪等を要因とした高潮（海面が通常より著しく上昇する現象）や越波による被害を防ぐ堤防のことをいいます。
- 田方平野（たがたへいや）
狩野川の修善寺橋付近（伊豆市）から柿田川合流点付近（清水町）にかけて広がる低湿地のことをいいます。古狩野湾（現在の田方平野の位置）が黄瀬川の扇状地により閉塞された後、狩野川が運んだ堆積物により埋め立てられ形成された平野です。
- 多自然川づくり（たしぜんかわづくり）
「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。この考え方は、国土交通省が平成2年（1990年）より行ってきた多自然型川づくりの現状を検証し、新たな知見を踏まえた今後の多自然型川づくりの方向性について検討を行った「多自然型川づくりレビュー委員会」からの提言を踏まえ、平成18年（2006年）に国土交通省が新たに定めた「多自然川づくり基本指針」に示されています。多自然川づくりは、すべての川づくりの基本であり、調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理が対象とされています。
- 地下水（ちかすい）
地下水には、地表から数十m程度に存在する浅層地下水と、地上から200m以上深い位置に存在する深層地下水があります。
- 地下水涵養（ちかすいかんよう）
地下水涵養とは、地表水が地中へ浸透し浅層地下水に供給されることをいいます。都市化により地中への浸透量が減少したり、地下水の揚水量が涵養量を上回ることによって地下水位低下が起こり、地盤沈下、井戸の枯渇、地下水塩水化などの問題が生じます。

- 治水安全度（ちすいあんぜんど）
洪水に対する川の安全の度合いを表すもので、被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率（確率年）で表現します。
- 直轄河川（ちよっかつかせん）
一級河川のうち、国土交通大臣（国土交通省）が直接維持管理をしている区間のことをいいます。
- 直轄事業（ちよっかつじぎょう）
国土交通大臣が直接管理する区間等において、国により直接実施する事業のことをいいます。
- 津波（つなみ）
海底や沿岸で地震が発生し、海底の急激な上昇・下降によって発生した海面の凹凸が海岸に伝わってきたもののことをいいます。
- 堤内地（ていないち）、堤外地（ていがいち）
堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を「堤内地」、堤防に挟まれて水が流れている側を「堤外地」と呼びます。昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたといわれています。



堤内地と堤外地のイメージ
出典）国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」に一部加筆

- 低水管理（ていすいかんり）
河川管理のうち、流水の利用面からの管理のことをいいます。平常時における利水の安全度確保のほか、突発的な水質汚濁事故に対する監視、利水調整等があります。河川の流量の観測、利水者の取水量の監視などを行います。
- 低水流量（ていすいりゅうりょう）
1年を通じて275日はこれを下らない流量のことをいいます。
- 堤防（ていぼう）
河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されます。構造は、ほとんどの場合、盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもあります。



堤防（盛土状）のイメージ
出典）国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」に一部加筆

- 特殊堤（とくしゅてい）
堤防は土を盛りたてて行くのが大原則ですが、特別な事情があり、石積みやコンクリート、鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造した堤防を特殊堤といいます。

特殊堤の例（沼津市下河原地区）



- 特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）
特定外来生物とは、明治期以降人間の活動によって外国から入ってきた生物のうち、生態系等に被害を及ぼすものとして法律で指定された種のことです。柿田川で問題視されているオオカワヂシャのほか、ブラックバ

ス（オオクチバス）、ハリエンジュなど1科15属91種、3交雑種（110種類）が指定されています（平成28年（2016年）3月時点）。この法律は、「特定外来生物」による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、それらの飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を実施することを定めた法律で、平成16年（2004年）6月に施行されました。正式には、特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律、といえます。

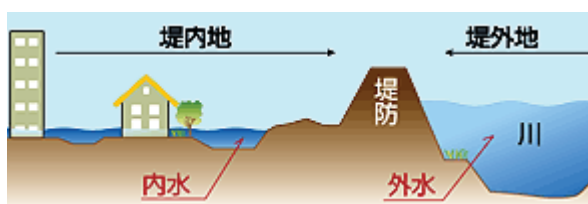
「な行」

- 内水（ないすい）

本川の流水を外水と呼ぶのに対する、堤防に囲まれた堤内地の流水のことを内水といえます。

- 内水氾濫（ないすいはんらん）

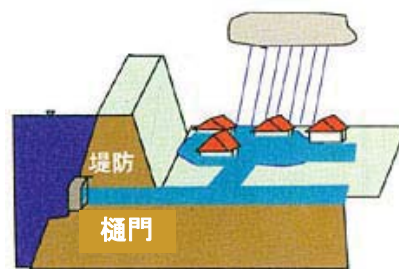
洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐために樋門等のゲートを閉めます。このため支川の流水は本川に排水出来なくなり、堤内側で氾濫が生じる場合があります。このような現象を内水氾濫といえます。



内水と外水

出典) 国土交通省豊岡河川国道事務所 HP

<https://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/jigyo/tisui/tisui.html>



内水氾濫のイメージ

出典) 木曾川上流河川事務所 HP

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/explanation/>

- 75%値（ななじゅうごぱーせんとうち）

水質の観測値において、年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%値としています（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用いています。

- 葦山反射炉（いらやまはんしゃろ）

伊豆の国市にある葦山反射炉は、幕末、欧米諸国の植民地化や開国要請に対抗して日本（江戸）を守るために葦山代官江川太郎左衛門が幕府に進言して築いた大砲铸造炉のことです。品川沖に作られたお台場（砲台）に据えるための大砲を铸造しました。安政元年（1854年）に建設を開始して安政4年（1857年）に完成し、元治元年（1864年）の使用中止までに大小の大砲数百門を铸造しました。

葦山反射炉は、炉体と煙突が完全な形で現存している世界唯一の産業遺産です。反射炉とは、熱をアーチ型の天井に反射させて鉄の溶解温度（1700度）を得る構造のため、そう呼ばれています。平成27年（2015年）7月に、葦山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として、世界文化遺産に登録されました。

- 根固め（ねがため）

護岸の先端が流れて洗掘されないよう護岸の根元を押さえる構造物です。



護岸のイメージと根固め

出典) 改定：解説・河川管理施設等構造令，(財)国土開発技術研究センター編

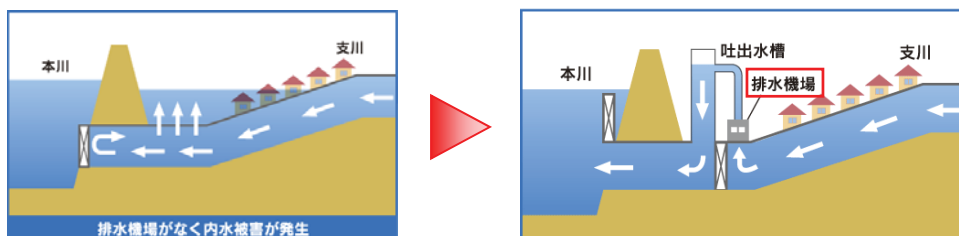
「は行」

・ハード対策

洪水による被害を少しでも軽くするために行う、川幅の拡大、川底の掘り下げ、堤防の嵩上げなどの工事のことを治水工事（ちすいこうじ）といいます。このような工事による対策をハード対策といいます。

・排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が川へ出ていかないので、この水を川へくみ出す施設が必要となります。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中では排水ポンプが稼働して、堤内地側の水を川へ排出しています。



排水機場の設置による排水（右図）のイメージ

出典) 国土交通省新庄河川事務所 HP http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/02_kasen/kaishu/kaishu.html

・ハザードマップ

浸水被害などの発生が予想される危険区域・避難場所等を示した地図のことをいいます。

・派川（はせん）

川が海に出る前に、本流から分かれていく川のことをいいます。

・腹付け（はらづけ）

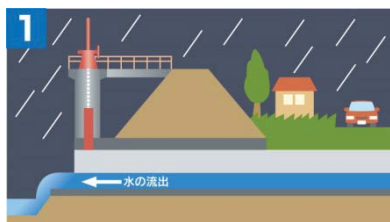
堤防の「腹付け」とは、現在ある堤防の幅を広げる工事のことをいいます。

・干潟（ひがた）

潮の満ち干きで海に沈んだり現れたりする砂泥地のことをいいます。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど、多様な生物の生息場となるほか、高い水質浄化能を有するといわれています。

・樋門（ひもん）、樋管（ひかん）

本川の水を取水したり、支川の水を本川に合流させるために、堤防を横断して設けられる施設を樋門（樋管）と呼びます。樋門（樋管）は、洪水時に本川の逆流を防止するためのゲートを設けてあります。



平常時や川の水位が低いときは、排水樋門の扉は開いており、生活排水や雨水を川に流しています。



洪水により川の水位が高くなると、川の水が樋門を通して住宅側に流れ込んで浸水被害が発生するため、樋門の扉を閉めます。

出典) 国土交通省新庄河川事務所 HP

http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/02_kasen/kanri/himon.html



排水樋管のイメージと樋管の例（写真：二ツ谷樋管）

・ファルマバレープロジェクト

静岡県において、県東部地域を中心に、地域の民産学官が協働して幅広い分野の医療健康産業の集積を推進するプロジェクトのことを「ファルマバレープロジェクト」といいます。平成8年（1996年）、県立静岡がんセンターの基本計画策定時に「県立静岡がんセンターを核にした医療城下町を作ってはどうか」との意見を発して、富士山麓先端医療産業集積構想（ファルマバレー構想）を平成13年（2001年）に策定しました。構想が実現化するにつれ、「ファルマバレープロジェクト」の名称も定着し、世界一の健康長寿県の形成を目指して「健康増進・疾病克服」と「県民の経済基盤の確立」を両輪に、地元企業の高い技術力を活用しながら、患者・家族や医療現場のための、ものづくり・ひとづくり・まちづくりを展開し、地域の活性化を図っています。

- ・深良用水（ふからようすい）

深良用水は、神奈川県箱根町の芦ノ湖の水を静岡県裾野市側へ流すために、寛文6年（1666年）から約4年の歳月をかけ湖尻峠の下に掘られたトンネルです。全長1,280メートルに及び、出会いに1メートル程の誤差しかなかったと言われ測量技術の精度の高さに驚かされます。この用水は、深良村の名主・大庭源之丞が幕府と小田原藩の許可の下、箱根権現の別当快長の理解と江戸浅草の商人・友野与右衛門の協力を得て完成しました。かんばつに苦しむ農民を救ったと言われていました。なお、現在は、用水を使った水力発電も行われています。深良側の出口には「深良用水300年記念碑」が建っています（裾野市HPより）。

- ・富士箱根伊豆国立公園（ふじはこねいずこくりつこうえん）

日本一の標高を誇る富士山（3,776m）、東海道の関所で有名な箱根、昔からの温泉と変化に富む海岸風景で名高い伊豆半島及び活火山で有名な大島や三宅島などの伊豆七島から成る国立公園のことをいいます。

昭和11年（1936年）2月1日に富士箱根国立公園として指定され、その後、昭和30年（1955年）3月15日に伊豆地域が編入し、富士箱根伊豆国立公園と名称変更しました。さらに昭和39年（1964年）7月7日には、伊豆諸島が編入されました。

- ・付着藻類（ふちやくそうるい）

付着藻類とは、水中植物、底泥、礫、岩石等の表面に付着している珪藻、藍藻、緑藻、紅藻等の藻類の総称のことです。この付着藻類は、水圏生態系の中で一次生産者の位置にあり、付着藻類やその剥離したものを主要な餌としている水生昆虫や魚類（アユ等）も多いです。特に河床が石・礫からなる瀬では付着藻類の生産量が高く、水圏生態系の構成要素として欠くことができない生物群です。また、環境面から見ても、水質汚濁の生物指標として有効であり、水質汚濁の程度や水質の変化を把握する上で重要な指標となり得るものとされています。

- ・プッシュ型（ぷっしゅがた）

情報サービスの分野では、必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、押し出されるように自動的に配信されるタイプの技術やサービスのことを「プッシュ型」のサービスと呼んでいます。逆に、必要な情報をユーザーが能動的に引き出しに行くタイプの技術やサービスのことは「プル型」と呼んでいます。

- ・分派（ぶんぱ）

本川から河川が分かれて流れることをいいます。

- ・平水位（へいすい）

1年を通じて185日はこれを下らない水位のことをいいます。

- ・平水流量（へいすいりゅうりょう）

1年を通じて185日はこれを下らない流量のことをいいます。

- ・防災拠点（ぼうさいきょてん）

防災拠点は、出水時には水防活動の拠点となり、あるいは、支援活動の拠点や物資輸送の基地などとして活用でき、災害が発生した場合には迅速な復旧を行うための基地として、国土交通省が整備をする施設です。

- ・豊水流量（ほうすいりゅうりょう）

1年を通じて95日はこれを下らない流量のことをいいます。

- ・放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し、直接海または他の河川に放流する水路のことで、「分水路」と呼ばれることもあります。河川の流路延長を短くして、洪水をできるだけ早く放流する場合、または洪水量が増大して河道の拡張だけでその洪水を負担することが困難な場合、あるいは河口が土砂の堆積などによって閉塞されているような場合に設けられます。

- ・本川（ほんせん）

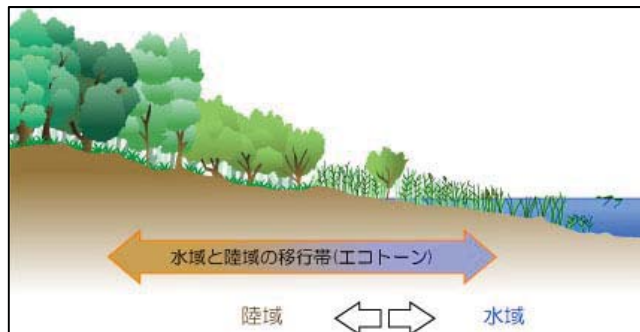
幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川といいます。

「ま行」

- ・水際環境（みずぎわかんきょう）

河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域に分けられます。水際環境は、水域と陸域を繋ぎ多様な動植物が生息・生育する空間であり、エコトーン（移行帯または推移帯）とも呼ばれています。このため、生物の多様

性保全の観点から重要な場所であると考えられます。



コトーンのイメージ

出典) 国土交通省国土技術政策総合研究所 HP「河川用語集～川のことば～」

• **水循環系 (みずじゅんかんけい)**

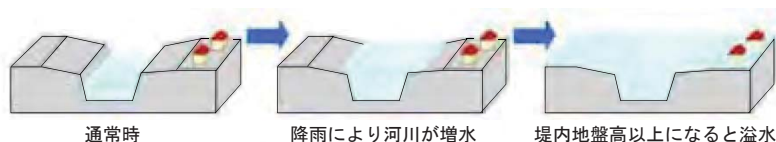
地表、海面から蒸発した水蒸気が、雨となって、地表に降り、一部は地下水となって、川を流れて海に至るという循環を繰り返す、この循環の経路のことをいいます。

• **ミズベリングかのがわ会議 (みずべりんぐかのがわかいぎ)**

「ミズベリングかのがわ会議」は、狩野川流域の様々な人々、世代が集まり狩野川の新しい活用を考える会議として、平成 26 年 (2014 年) より毎年 11 月に開催しています。なお、「ミズベリング (MIZBERING)」とは、「水辺+リング (輪)」「水辺+R (リノベーション) +ING (進行形)」 というように、水辺に新たな意味を掛け合わせた造語です。狩野川の水辺を通じて、かつての賑わいを失ってしまった水辺の新しい活用の可能性を創造していく「輪」が広がります。

• **無堤区間 (むていくかん)**

堤防が整備されていない区間のことで、洪水時の河川水位と比べて地盤高が低く、溢水による氾濫が生じる区間のことをいいます。



無堤区間における溢水氾濫のイメージ

「ら行」

• **ライフサイクルコスト**

一般に、製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額のことをライフサイクルコストといいます。ライフサイクルコストは、企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程 (ライフサイクル) で必要となる経費を合計して算定します。

• **利水 (りすい)**

暮らしや産業に必要な生活用水や工業用水、農業用水など、水を有効に利用することをいいます。水道用水や工業用水、農業用水、発電等を利用または行うためにつくられた施設のことを「利水施設」いいます。また、発電、水道、かんがい等を目的として河川水を利用 (取水、貯留) する権利 (水利権) を有する者のことを「利水者」といいます。

• **陸閘 (りっこう)**

河川を横切る交通の確保等を目的として、堤防を一部分断または堤防を横断して設けられた施設で、洪水時に本川の逆流を防止するためのゲート、せき板、角落とし等の逆流防止施設を設けてあります。



狩野川の下河原第3 陸閘と自動開閉装置 (堤内側の道路から望む)

- 流域（りゅういき）

降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のことをいいます。集水区域と呼ばれることもあります。



- 流下（りゅうか）

流水等の流体が、川底が低くなっている下流側へ移動する現象のことをいいます。

- 流下断面（りゅうかだんめん）

水を流すのに有効な河川の横断面のことです。平面的に見て急激に河道が広がって水が滞留するところ（死水域）は、これに含まれません。

- 流況（りゅうきょう）

流量の状況（流況）のことをいいます。

- 流水の正常な機能の維持（りゅうすいのせいじょうなきのうのいじ）

動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、既得かんがい用水等の確保などの機能を維持するために必要な流量のことをいいます。

- 流量（りゅうりょう）

単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値のことをいいます。単位は（ m^3/s ）です。

その他（英字・記号等）

- CCTVカメラ

専用テレビ、閉回路テレビ等と呼ばれる有線テレビジョン用のカメラのことをいいます。河川では、水位等の状況をリアルタイムで監視するために設置しています。

- BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical oxygen demand）（ビーオーディー）

好気性微生物の増殖及び呼吸作用により、水中の有機物質が酸化分解される（自浄作用）とともに溶存酸素が消費されます。この自浄作用の過程で消費される酸素量がBODです。BODは20℃で5日間に消費される酸素量を標準としています。BOD値が高くなると、分解性の有機物（その他還元性の無機物）が多いことを示し、水中の溶存酸素（DO）は減少しやすく、水生生物に悪影響を与えます。さらにBOD値が高くなるとDOがなくなり、嫌気性分解が起こり、メタン、硫化水素などが発生します。

- TEC-FORCE（てつく・ふいおーす）

TEC-FORCE（Technical Emergency Control FORCE：緊急災害派遣隊）は、大規模自然災害が発生又は発生する恐れが生じた場合、いち早く被災地へ出向き、被災自治体などを支援するため、国土交通省が平成20年（2008年）に創設しました。TEC-FORCEは、被災自治体などからの支援ニーズを把握し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査や災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行います。これらの支援はTEC-FORCE創設以前にも行われてきましたが、当時は災害が発生してからその都度支援体制を整えていました。これに対しTEC-FORCEの創設後は、職員をあらかじめTEC-FORCE隊員として任命し、日ごろから人員や資機材の派遣体制を整えることで、より早く被災自治体などへの支援が可能になりました。